

## 介護保険計画の見直しに関する意見書

来年4月から介護保険の第4期事業計画がスタートするため、今見直し作業が進められています。

厚生労働省担当局長は、見直しの焦点として、①被保険者適用範囲の見直し、②自己負担割合の見直し、③給付範囲の見直し、その他をあげ、その推進をはかっています。

財務省では、旧要介護2以下の人をすべて介護保険の適用外とする案、身体サービスを使わず生活援助サービスのみを利用している人を適用除外とする案、利用料を1割から2割に引き上げる案などを出し、最大では2兆9千億円の国費を削除することができると試算しています。

3年前の見直しによって、介護ベッドや車椅子の取り上げが実施され、「貸しはがし」として社会問題となりましたが、「介護予防」を口実にした給付削減を繰り返してはなりません。

舛添厚生労働大臣は、介護保険の目的は「介護される人ないしその家族が快適な状況になる」と答弁（5月20日参院厚生労働委員会）しましたが、これが今度の見直しで改善へと進むことが望まれます。

よって、療養病床の廃止計画をやめ、地域要望に見合った特養ホームの建設を進め、要介護認定の見直しをはかるとともに、介護報酬引き上げで、労働条件の改善により、人材不足の解消をはかり、保険料・利用料の値上げを検討し、減免制度の充実をめざすことを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年9月12日

名 寄 市 議 会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		